

# 周南市地域クラブ 文化活動ガイドライン

(周南市地域クラブ登録団体へお願い)

令和7年4月1日

公益財団法人周南市文化振興財団  
周南かるちゃあサポートセンター

## 周南かるちゃあサポートセンターの設置

令和8年4月、周南市中学校の部活動は廃止されます。そのため令和7年4月、中学生の選択肢のひとつとして文化活動を紹介する「周南かるちゃあサポートセンター」(文化系)、「周南スポーツ活動サポートセンター」(体育系)が設置されました。「周南かるちゃあサポートセンター(以下「かるちゃあサポートセンター」)」の事務局は周南市文化振興財団に置かれます。

## 周南市文化の発展

周南市文化振興財団(文化会館、美術博物館、郷土美術資料館)では、この機会に「かるちゃあサポートセンター」を通じて、中学生に限らず市民の皆さまにより一層文化に親しんでいただき、文化活動が発展していくための様々な事業を実施します。

かるちゃあサポートセンターは、登録団体の皆さまと共に文化推進の歩みを進めていきたいと考えています。ご支援、ご協力をお願いいたします。

つきましては、下記のガイドラインに沿って活動を進めていただきますようお願いいたします。

### ◆健全で安全な活動◆

活動は、健全かつ安全に行ってください。

そのためには、関係者(児童・生徒、指導者、保護者、その他の活動参加者など)全員の理解と協力が必要となります。

#### (1) 未成年者(18歳以下・高校生を含む)との個別連絡の禁止

無用なトラブルを避けるため携帯電話、LINE、SNS等を用いた**未成年者との個別連絡は禁止**します。

連絡が必要な場合は保護者を通じてやり取りを行ってください。

#### (2) けがの防止

活動中や活動場所への行き帰りにけがをした場合は、各団体で対応してください。

(かるちゃあサポートセンターでは対応しません)

▼スポーツ安全協会

ホームページはこちら!

\* 万一の場合に備えて「スポーツ安全保険」(文化団体の加入も可能)への加入をご検討ください。

資料請求については右記二次元コードからお申し込みください。



### (3) ハラスメントの防止

ハラスメントは絶対にしないでください。犯罪に問われる場合もあります。

ハラスメントにあたるものとして下記のものがあります。

|                                                                                                        |                                                                   |                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| パワーハラスメント<br>(パワハラ)                                                                                    | 身体的な攻撃                                                            | ・殴る ・蹴る ・物を投げる など                                         |
|                                                                                                        | 精神的な攻撃                                                            | ・人格否定 ・侮辱 ・過度に長時間の叱責<br>・他人の面前での叱責 など                     |
|                                                                                                        | 人間関係からの<br>切り離し                                                   | ・合理的な理由のない別室隔離や自宅研修<br>・集団での無視 など                         |
|                                                                                                        | 過大な要求                                                             | ・達成困難な目標を課し、達成できなかった場合に厳しく叱責する<br>・活動に必要性がない指示(お茶くみなど) など |
|                                                                                                        | 過小な要求                                                             | ・能力に見合った活動機会を与えない など                                      |
|                                                                                                        | 個の侵害                                                              | ・プライベートな事柄を過度に詮索する<br>・活動外で継続的に監視する<br>・私物の写真を撮影する など     |
| セクシャルハラスメント<br>(セクハラ)                                                                                  | ・性的な内容の発言<br>・身体的な特徴に関する言動<br>・性的な行動や考え方を詮索する言動<br>・承諾のない身体的接触 など |                                                           |
| このほかにも、モラルハラスメント(モラハラ・道徳や倫理に反する嫌がらせ行為、精神的DV)、アカデミックハラスメント(アカハラ・教育の場で発生する、指導者による学生などへの嫌がらせや圧力)などが該当します。 |                                                                   |                                                           |

### (4) 研修会の開催

かるちゃあサポートセンターでは、登録団体を対象に年2回程度研修会を開催します。必ず1回は代表者または関係者の方のご参加をお願いいたします。(今年度は **5/31**、**10/26** 開催の予定です)

内容例：中学生の指導に当たり配慮すべき事項、安全管理、ハラスメント防止など

### (5) 活動実績の報告

毎年度末(12月)に1年の活動実績を報告してください。

(様式は別途示します)

▼センターホームページはこちら♪

### (6) ホームページ掲載 (<https://shunansupport.com/>)

ホームページで登録団体を紹介します。新規登録もホームページからできます。

変更等がある場合はセンターへご連絡ください。

その他、問い合わせなどはセンターへお願いします。(0834-22-8787)



以上